

泉南市母子家庭等自立促進計画

平成20年3月

泉 南 市

目次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的 1
2. 計画の位置づけと期間 3
3. 計画の策定体制 5

第2章 計画の基本的方向

1. ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題 6
2. 計画の基本的な考え方 13

第3章 具体的な取り組み

1. 相談支援・情報提供 15
2. 子育て・生活支援 17
3. 経済的支援 19
4. 就労支援 20
5. 養育費の確保に向けた支援 22
6. 人権尊重・啓発・教育 23

第4章 推進体制と進行管理

1. 関係機関・各種団体との連携 24
2. 計画の適切な運用と進行管理 24

参考資料

1. 策定の体制と経過 25
2. アンケート調査の結果概要 27

参考資料

1. 策定の体制と経過

(1) 泉南市母子家庭等自立促進計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）第12条の規定に基づき、泉南市母子家庭等自立促進計画を策定するため、泉南市母子家庭等自立促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、母子家庭等自立促進計画策定に関する事項について検討するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員7名以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 本市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(組織)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成19年9月7日から施行する。

2. アンケート調査の結果概要

(1) 母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査

①調査の概要

計画策定の基礎資料とするため、市内在住の母子家庭及び寡婦家庭の方々を対象として、生活の実態や意識等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象と方法	①児童扶養手当の受給者（母子家庭以外の対象者を含む）に、現況届に関する通知とあわせて調査票を配布し、現況届時に調査票を直接回収した。 ②市母子寡婦福祉会を通じて調査票を配布し、記入のあったものを直接回収した。
配布数	① 626件 ② 15件 合計 641件
調査期間	① 平成18年8月 ② 平成19年10月
回収状況	有効回答数 585件（有効回答率 91.3%）

②回答者や家庭の状況

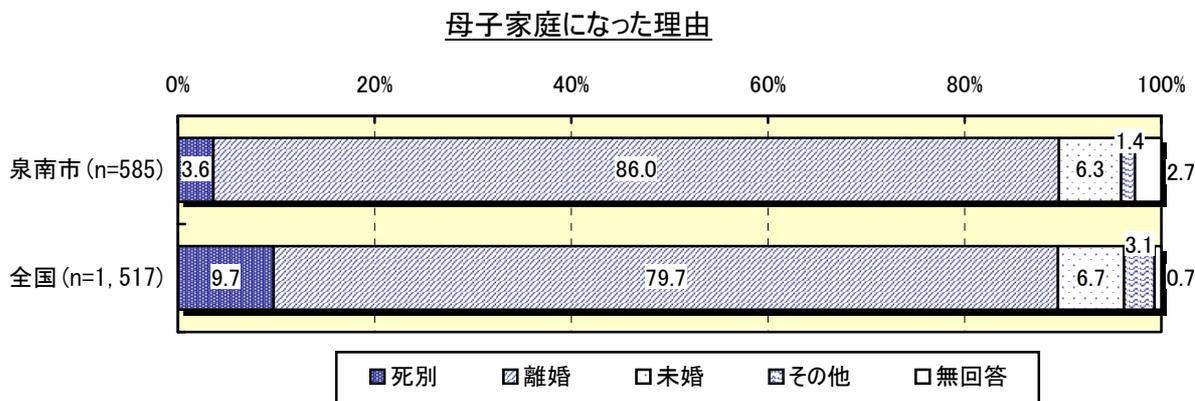
各グラフに表記しているn（Number of caseの略）は、その属性における有効回答者数を意味します。

《回答者の年齢》

回答者（母子家庭の母、寡婦）の平均年齢は37.1歳で、国が実施した「平成18年度全国母子家庭等調査」（以下、「全国調査」とします。）の結果（39.4歳）と比べて平均年齢が低い結果となっています。

《母子家庭になった理由》

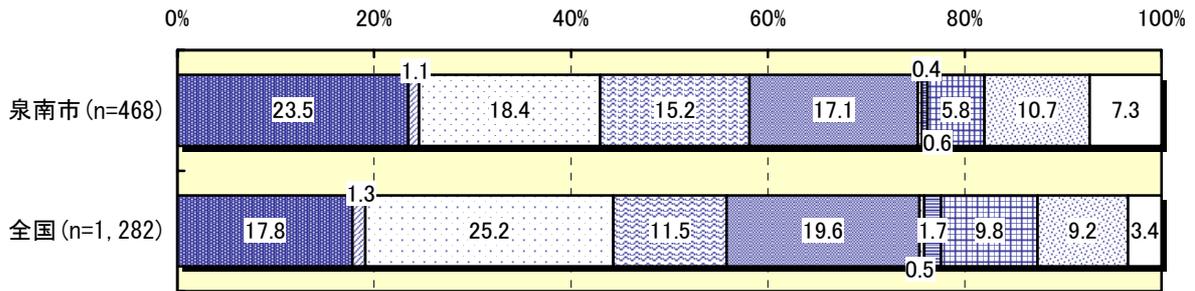
離婚によるものが86%と圧倒的に多く、全国調査の割合（80%）も上回っています。ただし、50歳以上の人では死別が半数を占めています。



《仕事の内容》

現在働いている人の仕事の内容としては、福祉・医療関係などの専門職が24%と最も多く、次いで事務職（18%）、サービス職（17%）、営業・販売職（15%）などの順で多くみられます。これを全国調査と比較すると、本市は専門職に就いている人の割合が高く、事務職やサービス職、製造・技能・労務職で働く人の割合が低くなっています。

現在の仕事の内容



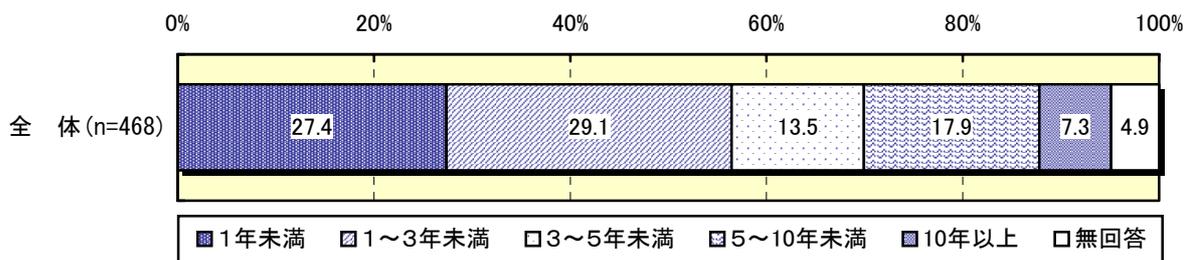
- 専門知識・技術を生かした仕事(教員、ホームヘルパー、看護師、美・理容師、プログラマー、システムエンジニアなど)
- ▣ 管理的な仕事(企業、団体の課長など)
- 事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)
- ▣ 営業・販売の仕事(商店店員、セールス、外交員など)
- サービスの仕事(ハウスクリーニング、清掃員、飲食店員など)
- 農林漁業の仕事(農業など)
- 運輸・通信の仕事(タクシー運転手、電話交換手など)
- ▣ 製造・技能・労務の仕事(製造技能士、建設技能士など)
- その他
- 無回答

《雇用条件》

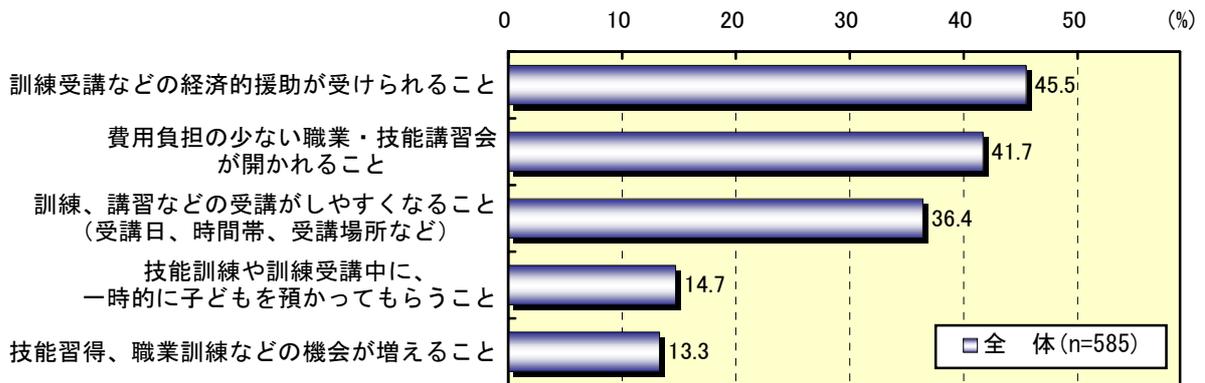
勤続年数をみると、1年未満（27%）と1～3年未満（29%）をあわせて、働いている人の57%が勤続年数3年未満となっています。

週あたりの労働時間は、40～50時間という人が31%と最も多く、常用勤労者では51%を占めています。また、臨時・パートでも30～40時間が26%を占めるほか、40～50時間が20%、50時間以上が4%など長時間働いている人が多くみられます。

現在の仕事の勤続年数



資格や技能の習得に関する支援策(上位5項目)

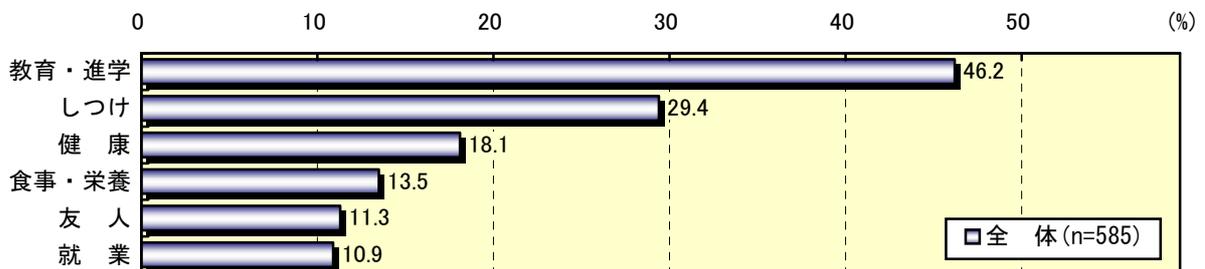


④悩みや相談の状況

《子どもについて困っていること》

何らかの困りごとがある家庭の割合は72%を占めており、内容別には教育・進学、しつけ、健康、食事・栄養などの順で困っている家庭が多くみられます。

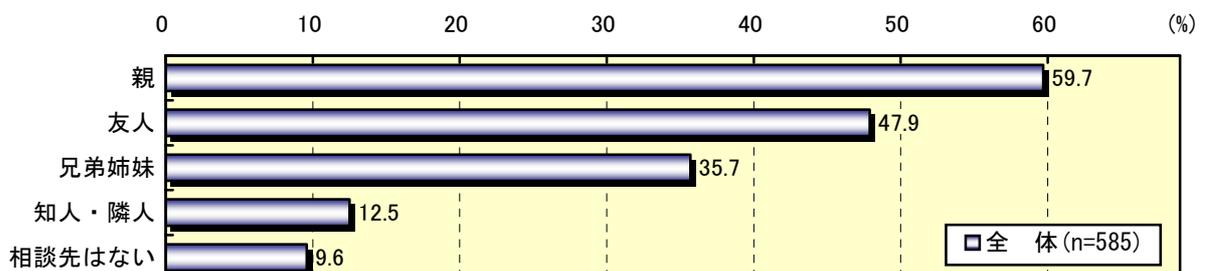
子どもについて困っていること(上位6項目)



《困ったときの相談・援助依頼先》

困ったときに相談や援助を求める人では、親が60%と最も多く、次いで友人(48%)、兄弟姉妹(36%)が多い。

相談・援助依頼先(上位5項目)



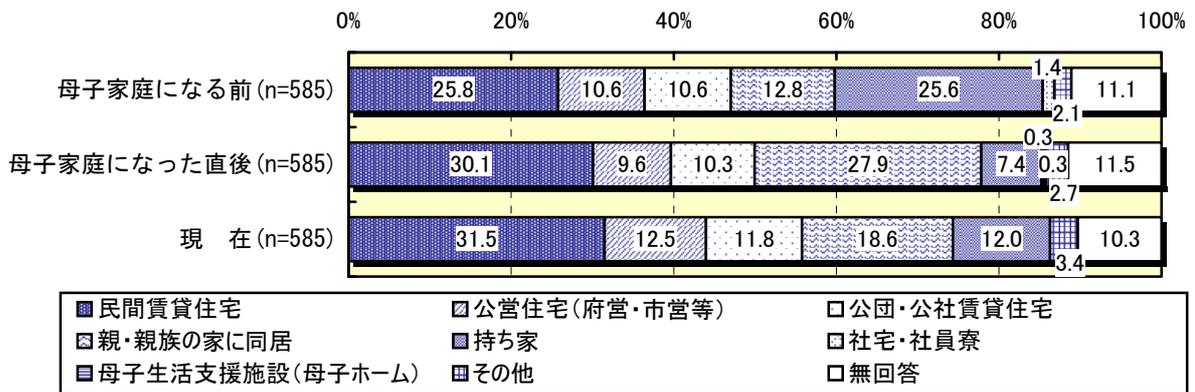
⑥住居の状況

《住居形態》

母子家庭になる前では民間賃貸住宅や持ち家などに住居形態が分散していましたが、母子家庭になった直後には持ち家が大きく減少し、親や親族の家に同居したり、民間賃貸住宅に居住する家庭が増加しています。

現在の住居形態は、民間賃貸住宅が32%と最も多く、次いで親・親族の家に同居している家庭、公営住宅（府営・市営等）、持ち家、公団（都市機構）・公社賃貸住宅の順となっています。これを全国調査と比較すると、本市は親・親族の家に同居したり、公団（都市機構）・公社賃貸住宅で居住する家庭の割合が高く、持ち家に居住する家庭の割合が低い結果となっています。

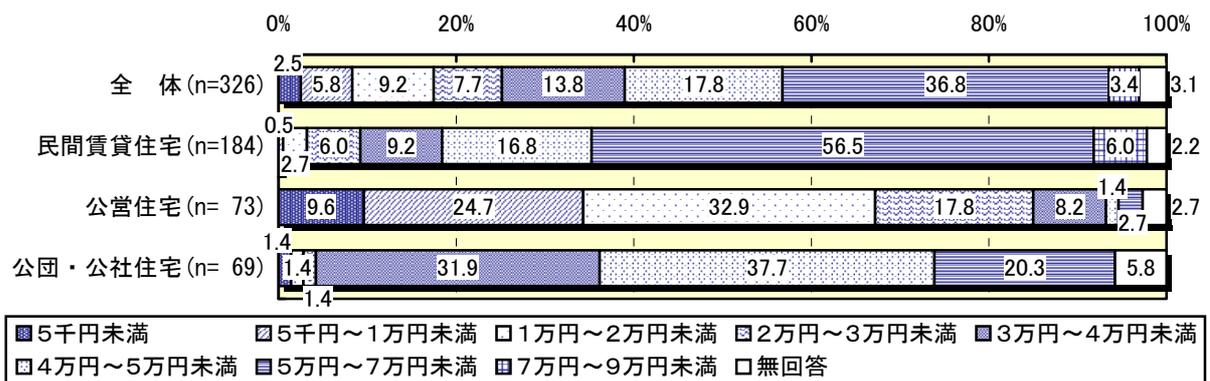
母子家庭になった前後の住居形態の変化



《賃貸住宅の1か月あたりの家賃》

民間賃貸住宅に居住する家庭では1か月あたり5万円から7万円未満の家賃を負担している家庭が最も多くを占め、公団（都市機構）・公社賃貸住宅に居住する家庭でも4万円前後の家賃を負担する家庭が多くみられます。

賃貸住宅居住家庭の1か月あたりの家賃



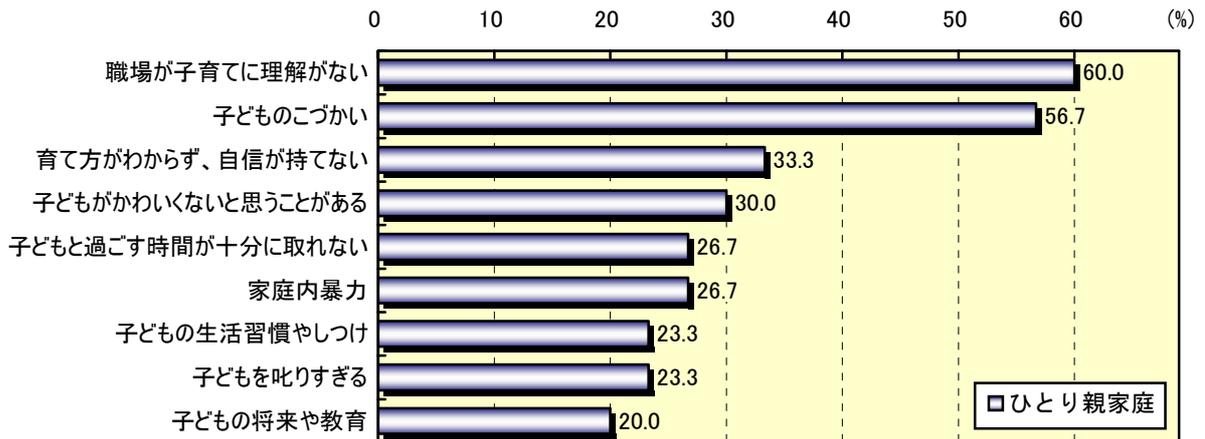
⑧調査を通じて寄せられた主な意見

- 家賃が高い……………11件
- 金銭的に苦しい、今後の収入・生活費が不安……………8件
- 母子家庭に対する支援制度やサービスをもっと知らせてほしい……………8件
- 公営住宅の抽選に当たらない……………7件
- 子どもが病気などのときに休めない、休みにくい……………5件
- 子どもと過ごす時間が少ない……………5件
- 児童扶養手当の支給金額を決定する際の所得制限が厳しい……………4件
- 保育料が高い……………4件
- 就職先が見つからない……………3件
- 児童扶養手当を毎月支給にしてほしい……………3件
- 児童扶養手当が少ない……………3件
- 働かない母子家庭の母親が補助を受けているのが疑問……………3件
- 子どもを進学させてやれるか不安がある……………3件
- 健康上の不安がある……………3件

※自由回答意見欄に寄せられた類似意見を整理・集約した結果、3件以上寄せられた意見を多い順に簡潔に列挙しています。

小学校児童の保護者のうち、ひとり親家庭において特に抱えている子育てに関する困りごとや悩みとして、「職場が子育てに理解がない」という回答が60%を占めるほか、「子どものこづかい」も57%を占めています。また、「育て方がわからず、自信が持てない」、「子どもがかわいくないと思うことがある」、「子どもと過ごす時間が十分に取れない」、「家庭内暴力」などをあげる回答も多くなっています。

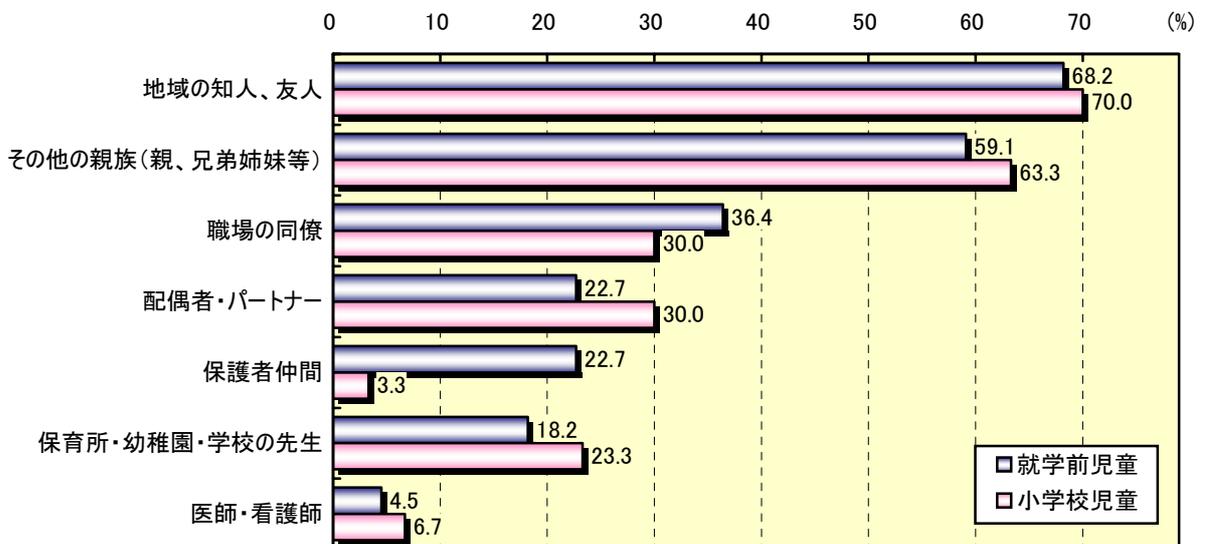
小学校児童の保護者が抱く子育てに関する困りごとや悩み(ひとり親家庭:上位9項目)



②子育ての悩みや不安の相談相手

悩みの相談相手としては、地域の知人・友人、親・兄弟姉妹などの親族が多く、次いで職場の同僚、元の配偶者・パートナー、保育所・幼稚園・学校関係などの順となっています。

子育ての悩みや不安の相談相手(ひとり親家庭:就学前児童の上位7項目)



泉南市母子家庭等自立促進計画

平成20年3月

《編集・発行》

泉南市役所健康福祉部 子育て支援課
〒590-0592 泉南市樽井1-1-1
電話(072)483-0001(代)